

議案第202号

訴訟上の和解について

*****事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 事件名 *****

事件

2 当事者 原告 ****

被告 川崎市

3 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、和解金として140万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、本和解成立日から30日以内に、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成28年6月4日、原告は、川崎区京町3丁目21番1号先路上を歩行中、路上に放置されていたポール固定用のボルトにつまずいて転倒し、負傷した。
- 2 このことについて、原告から本市に対し、原告が負傷し、右上肢及び手指の関節障害等の後遺障害を負うに至ったのは、本市の道路の管理に瑕疵^{かし}があったためであるとして、令和元年6月2日に損害賠償請求がなされ、同年11月29日に横浜地方裁判所川崎支部に国家賠償請求訴訟が提起された。
- 3 本訴訟は、係属して以来、18回の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。